

「医療費のお知らせ」についてよくある質問

Q. 確定申告に必要な11～12月分が記載されていませんがどうすればよいですか？
A. 医療機関からの請求書（レセプト）は、診療月から2か月以降に当組合に届き、その翌月に確定する仕組みになっているため、1月にお送りする医療費のお知らせに11月～12月診療分を記載することはできません。確定申告に必要な場合は、お手元の医療機関等が発行した領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成してください。 なお、11月～12月診療分の医療費のお知らせが必要な場合は、3か月以降に組合給付グループへ（03-3404-7344 以下同じ）ご連絡いただけましたら申立書をお送りしますので、ご記入のうえ提出してください。
Q. 医療費のお知らせはいつ発行されますか？
A. 1月下旬に発行します（年1回）。掲載対象期間は、前々年11月から前年10月診療分です。
Q. 医療費のお知らせはどこに送られますか？
A. 事業所にお送りしますので、事業所のご担当者様よりお受け取りください。 また、任意継続被保険者の方は、お届けいただいたご住所へお送りします。
Q. 医療費のお知らせを紛失したので、再発行してもらいたいのですが可能ですか？
A. 異なる様式になりますが、同内容のものが発行できます。組合給付グループへご連絡いただけましたら、「再発行の申立書」をご送付しますので、ご記入のうえ提出してください。
Q. すでに会社を退職していて医療費のお知らせが送付されなかったのですが、発行してもらうことは可能でしょうか？
A. 組合給付グループへご連絡いただけましたら申立書をお送りしますので、ご記入のうえ提出してください。
Q. 診療したはずの医療費が記載されていません。
A. 医療機関からの請求遅れ等の理由により記載されない場合があります。請求がないものはお知らせとして発行ができませんので、確定申告に必要な場合は、お手元の医療機関等が発行した領収書に基づき「医療費控除の明細書」を作成してください。
Q. 自費診療分の医療費が記載されていません。
A. 医療費のお知らせは、健康保険を使って受診した範囲内の医療費が記載されます。健康保険を使わないで全額自費で受診した分は記載されません。確定申告に必要な場合は、お手元の医療機関等が発行した領収書に基づき「医療費控除の明細書」を作成してください。
Q. DV被害を受けているため、医療費のお知らせの記載内容を配慮してもらいたいのですが可能でしょうか？
A. 個別に対応いたします。対象者の記号番号とお名前を組合給付グループへご連絡いただけましたら「差し止めの申出書」をお送りしますので、ご記入のうえ提出してください。以後のお知らせには記載されませんのでご安心ください。
Q. 窓口で支払った自己負担額と医療費のお知らせに記載されている自己負担額が異なっているのは何故ですか？

- A. 医療費のお知らせに表示されている金額は 1 円単位で表示されていますが、実際に医療機関等の窓口で支払う額は 10 円未満を四捨五入した額になります。また、医療費の一部または全部を市区町村等が負担する公費負担医療を受けている場合や、高額療養費の払い戻しを受けた場合などについては、実際の自己負担額が医療費のお知らせに反映されません。ご自身で実際に負担された額を申告していただくことになります。